

<資料：消費者アンケートの結果>

1. 調査目的

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）」について、消費者への周知度や理解度を把握するため、調査を実施しました。

2. 調査概要

調査対象：プレ調査により抽出した、今後3年以内に住宅の取得を予定している20～69歳の全国の男女

調査方法：インターネットによる調査

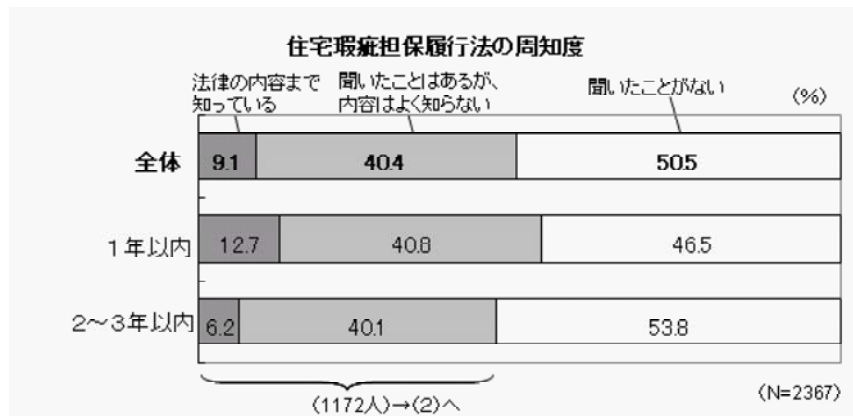
調査期間：平成21年1月6日～平成21年1月8日

回答数：2,367人

3. アンケート結果

(1) 住宅瑕疵担保履行法の周知度について

「住宅瑕疵担保履行法について知っていますか」という質問に対し、「法律の内容まで知っている」と答えた方が9.1%、「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」と答えた方が40.4%、「聞いたことがない」と答えた方が50.5%でした。取得予定時期別に見ると、1年以内に取得予定の人は、「法律の内容まで知っている」方が12.7%、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」という方が40.8%となっており、それぞれ2～3年以内に取得予定の方の場合（6.2%、40.1%）と比較すると若干高い結果が得られました。



(2) 住宅瑕疵担保履行法を知っている方への浸透度等について

(1)で「法律の内容まで知っている」「聞いたことがあるが、内容はよく知らない」と答えた方1,172人(49.5%)に対し、以下の質問を行い回答を得ました。

①住宅瑕疵担保履行法についての情報入手経路について

「住宅瑕疵担保履行法についてどのように情報を得ましたか」という質問に対し、最も多かったのが「テレビ」で35.4%、次いで「住宅情報誌」が26.5%、「新聞」が26.4%でした。

②住宅瑕疵担保履行法の内容の理解度について（下線部についての理解度）

a. 法律による義務の内容

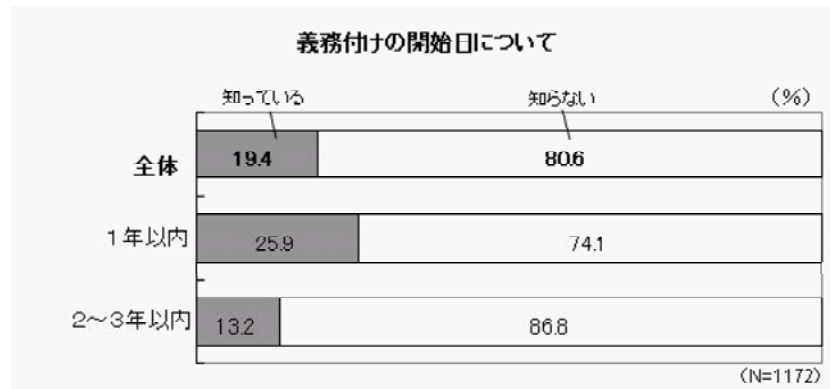
「この法律により、新築住宅の引渡しにあたっては「保険への加入」または「保証金の供託」が義務づけられる。」ということに関しては、「知っている」と答えた方が55.3%、「知らない」と答えた方が44.7%でした。

b. 義務付けの対象者

「「保険への加入」や「保証金の供託」が義務づけられるのは、消費者ではなく事業者である」ということに関しては、「知っている」と答えた方が48.1%、「知らない」と答えた方が51.9%でした。

c. 義務付けの開始日

「この法律による義務付けの開始は平成21年10月1日である」ということに関しては、「知っている」と答えた方が19.4%、「知らない」と答えた方が80.6%でした。



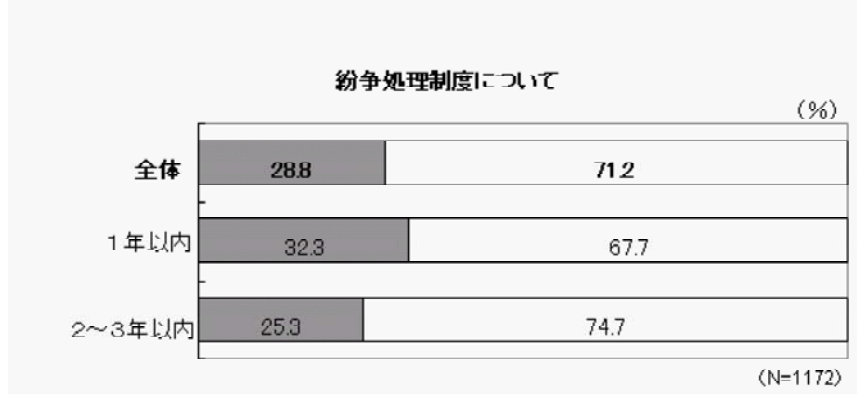
また、「契約や着工が平成21年10月1日以前でも、引渡しが平成21年10月1日以降であれば義務付けの対象になる」ということに関しては、「知っている」と答えた方が17.8%、「知らない」と答えた方が82.2%でした。

d. 業者倒産時の措置

「この法律により、事業者が倒産した場合でも補修費用などの還付を受けることができる。」ということに関しては、「知っている」と答えた方が52.6%、「知らない」と答えた方が47.4%でした。

e. 紛争処理

「この法律に基づく保険に加入している場合、消費者は専門の紛争処理制度を利用できる」ということに関しては、「知っている」と答えた方が28.8%、「知らない」と答えた方が71.2%でした。



③ 施行についての不安

法律の施行についての不安や疑問については、最も多かったのが、「どんな欠陥であれば保険金や保証金が受けとれるのかわからない」という方で48.3%、次いで「自分が買う家が保険や供託を行っているかは、どう確認すればよいのか」という不安をもたれている方が43.3%、「住宅に欠陥が見つかった場合に、どのようにこの制度を利用すればよいかわからない」という方が41.6%でした。

④ 住宅の取得時期への影響について

この法律による住宅取得時期への影響については、「法律の適用を受ける平成21年10月1日以降に引渡し物件を選ぶ」と答えた方が34.3%、「特に時期は気にしないが、平成21年10月1日より前であれば任意の保険に加入している物件を選ぶ」と答えた方が31.6%、「特に時期は気にしないで物件を選ぶ」と答えた方が19.6%、「わからない」と答えた方が14.5%でした。取得時期別に見ると、1年以内に取得予定の方でも、半数以上の方が、10月1日以降の引渡し物件か、もしくはそれ以前でも任意の保険に加入している物件を選ぶと回答しました。

